

令和3年第12回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年12月22日（水）午前9時55分から10時15分

2. 場 所 大豊町役場 第1会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	4番	小川 進
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

8番 三谷 晴喜

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 非農地証明願について

第3 非農地証明願について

第4 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

第6 その他

追加議案 非農地証明について

6. 会議に出席したもの

事務局長 宮岡 秀学

書記 小笠原 豊

7. 会 議

〔議長〕

ただいまより令和3年第12回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

（欠席の連絡がありましたのは8番三谷晴喜委員の1名です。）

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、

委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、5番北村栄治委員、6番小笠原正委員のご兩名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第22号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第22号については、非農地証明願の申請となっております。2ページにありますとおり申請地は、大豊町[REDACTED]外16筆で、台帳地目は田および畑、現況地目は原野、山林及び雑種地です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、11月12日に担当委員の上池委員と事務局小笠原で申請者代理の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は平成22年ごろから耕作しておらず、現在は山林原野化、雑種地化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第22号について、担当委員の説明を求めます。9番上池如夫委員。

〔上池委員〕

はい、9番の上池です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は山林原野化及び雑種地化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明がありました議案第22号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第22号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、議案第23号を議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、27ページをご覧ください。議案第22号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■外6筆で、台帳地目は畑および田、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについて、切り図を会議資料に添付するのを失念しておりました。申し訳ありませんでした。本日お配りしておりますのでご確認ください。こちらについては、12月9日に担当委員の小笠原正委員と事務局宮岡と事務局小笠原で申請者代理の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は昭和32年以前より耕作しておらず、現在は山林化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第23号について、担当委員の説明を求めます。6番小笠原正委員。

〔小笠原正委員〕

はい、6番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は山林化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明がありました議案第23号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第23号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、議案第24号を議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、45ページをご覧ください。議案第24号については、農地法第3条の所有権の

移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で申請理由は売買です。登記地目は畑、現況地目は田となっており、合計面積は324㎡です。譲渡人、譲受人は45ページ目記載のとおりとなっております。

12月9日に譲受人立会いのもと、担当委員の小笠原正委員と事務局宮岡と事務局小笠原で現地を確認して参りました。

57ページ農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、54ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は48ページにもありますとおり、申請農地を含めまして20,981㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地付近の農地で耕作しており、水稻栽培の実績もあることから周囲の農地管理について弊害が発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えます。現地調査については、12月9日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第24号について、担当委員の説明を求めます。6番小笠原正委員。

[小笠原正委員]

はい、6番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は既に申請地周辺の農地を管理しており、一体的な耕作が見込まれるものと考え、現地確

認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第24号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。今回の諮問案件については、■■■■委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、■■■■
■■■■委員は一度ご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、■■■■委員におかれましては、審議終了後お呼びするまでご退場をお願いいたします。

(■■■■委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は58ページからになります。今回の利用権設定ですが、再設定が1件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、当案件は継続的に農業経営を行う予定であり本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。それでは[]委員を正会に復帰させます。

([]委員、正会に復帰)

続きまして、追加議案であります、議案25号について議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料については本日お渡ししております議案25号、非農地案件の資料となります。それでは説明させていただきます。議案第25号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[]1筆で、台帳地目は田、

現況地目は雑種地です。申請者は非農地証明願い記載のとおりです。こちらについては、担当委員の小笠原正委員と事務局宮岡と事務局小笠原で申請者代理の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は平成20年ごろから資材置き場や駐車場などの雑種地として利用しており現在も雑種地化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第25号について、担当委員の説明を求めます。6番小笠原正委員。

[小笠原正委員]

はい、6番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は雑種地化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明がありました議案第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第25号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に、日程第6その他の件について、事務局より説明を願います。

事務局説明

・1月の農業委員会総会の日程について（1月26日水曜日第一会議室午前10時からを予定）

〔議長〕

その他、何かございませんか。それでは以上をもちまして、令和3年第12回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

署名委員 5番

署名委員 6番
